

2005（平成17）年度 一橋大学法科大学院年次報告書

1．設置者

国立大学法人一橋大学

2．教育上の基本組織

大学院法学研究科法務専攻

3．教員組織（2005年5月1日現在）

教員の数は、専任教員 28 人、兼任教員 18 人、兼任教員 24 人である。専任教員中、教授 26 人、助教授 2 人である。以下に、一覧表を示す。

授業科目別専任教員数一覧

	教授	助教授	その他	合計
憲法	1			1
行政法	2			2
民法	4			4
商法	2	2		4
民事訴訟法	2			2
刑法	1			1
刑事訴訟法	2			2
法律実務基礎科目	4			4
基礎法学・隣接科目	1	1		2
展開・先端科目	6			6
合計	25	3		28

教員一覧

教 員 名	職 名	分類	種 別	専 門 分 野
後藤 昭	法科大学院長	専	教授	刑事訴訟法
横山 潤		専	教授	国際私法
松本 恒雄	法科大学院長補佐	専	教授	民法
水野 忠恒		専	教授	租税法
高橋 滋	法科大学院長補佐	専	教授	行政法
滝沢 昌彦		専	教授	民法
阪口 正二郎		専	教授	憲法
山本 和彦		専	教授	民事訴訟法
ジョン・ミドル トン		専	助教授	英米法
仮屋 広郷		専	助教授	商法
酒井 太郎		専	助教授	商法
川村 正幸		専・他	教授	商法
上原 敏夫		専・他	教授	民事訴訟法
盛 誠吾	法科大学院長補佐	専・他	教授	労働法
中田 裕康	法科大学院長補佐	専・他	教授	民法
小野 秀誠		専・他	教授	民法
佐藤 哲夫		専・他	教授	国際法
森村 進		専・他	教授	法哲学
山部 俊文		専・他	教授	経済法
野田 博		専・他	教授	商法
橋本 正博		専・他	教授	刑法
杉浦 保友		実・専	教授	国際取引法
村岡 啓一		実・専	教授	刑事実務
村上 政博		実・専・み	教授	経済法
永石 一郎		実・み	教授	民事実務
射手矢 好雄		実・み	教授	ビジネス・ロー
高橋 文清		実・み	教授	民事判例
保坂 洋彦		実・み	教授	刑事実務
西村 幸次郎	法学研究科教授	兼任	教授	中国法

野林 健	法学研究科教授	兼担	教授	国際関係論
納家 正嗣	法学研究科教授	兼担	教授	国際関係論
浦田 一郎	法学研究科教授	兼担	教授	憲法
山内 進	法学研究科長	兼担	教授	法制史
山田 洋	法学研究科教授	兼担	教授	行政法
大芝 亮	法学研究科教授	兼担	教授	国際関係論
川崎 恭治	法学研究科教授	兼担	教授	国際法
田中 孝彦	法学研究科教授	兼担	教授	国際関係史
青木 人志	法学研究科教授	兼担	教授	比較法
土肥 一史	国際企業戦略研究科教授	兼担	教授	知的財産法
布井 千博	国際企業戦略研究科教授	兼担	教授	商法
安藤 英義	商学研究科教授	兼担	教授	会計学
王 雲海	法学研究科教授	兼担	教授	刑事法
只野 雅人	法学研究科教授	兼担	教授	憲法
相澤 英孝	国際企業戦略研究科教授	兼担	教授	知的財産法
水林 彪	法学研究科教授	兼担	教授	法制史
屋敷 二郎	法学研究科助教授	兼担	助教授	法制史
新井 誠		兼任	教授	
河合 幹雄		兼任	教授	
織 朱實		兼任	教授	
斎藤 雅弘		兼任	その他	
菊池 馨実		兼任	教授	
本田 直志		兼任	教授	
品谷 篤哉		兼任	教授	
高木 光太郎		兼任	助教授	
白田 秀彰		兼任	助教授	
鳥澤 円		兼任	その他	
中西 優美子		兼任	助教授	
高佐 智美		兼任	助教授	
澤口 実		兼任	その他	
片山 英二		兼任	その他	
小野 傑		兼任	その他	
岩倉 正和		兼任	その他	
石田 英遠		兼任	その他	
末 啓一郎		兼任	その他	

渡辺 章博		兼任	その他	
伊藤 亮介		兼任	その他	
岡田 和樹		兼任	その他	
鈴木 正貢		兼任	その他	
松尾 真		兼任	その他	
松田 直樹		兼任	教授	

※分類欄の「専」は専任教員、「実」は設置時に実務家教員として審査を受けた者、「み」は、みなし専任教員、「他」は他専攻などの専任教員を兼ねている者。

4 . 収容定員及び在籍者数

収容定員 300 人（入学定員 100 人）

在籍者数 198 人（平成 17 年 5 月 1 日現在）

入学者、在籍者の内訳は、次表のとおりである。

法科大学院入学・在籍等一覧

	平成 16 年度			平成 17 年度				平成 18 年度			
	入学者	退学者	除籍者	入学者	修了者	退学者	除籍者	入学者	修了者	退学者	除籍者
未修者	30	0	0	31	/	1	2	32			
既修者	70	7	0	74	60	1	0	74			
計	100	7	0	105	60	2	2	106			

平成 16 年度在籍者内訳

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	30	1	/	/	/	/	/	/	/	30	1	/
既修者	/	/	/	70	0	/	/	/	/	70	0	/
計	30	1	/	70	0	/	/	/	/	100	1	/

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

平成 17 年度在籍者内訳

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	35	1	4	26	0	0	/	/	/	61	1	4
既修者	/	/	/	75	3	1	62	2	/	137	5	1
計	35	1	4	101	3	1	62	2	/	198	6	5

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

平成 18 年度在籍者内訳(参考)

	1 年次			2 年次			3 年次			計		
	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者	在籍者	休学者	留年者
未修者	33	1	1	33	0	2	24	0		90	1	3
既修者				78	4	4	72	3	2	150	7	6
計	33	1	1	111	4	6	96	3	2	240	8	9

※休学者、留年者は、内数。

※留年して休学は、両方にカウント。

※平成 16 年度退学者 7 人 (2 年次)、平成 17 年度退学者 1 人 (2 年次)、平成 17 年度休学者 (2 年次 1 名、3 年次 2 名)、平成 18 年度休学者 (2 年次 1 名、3 年次 3 名) は司法修習生として研修所に入所した者。

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、ビジネス法務に精通し、広く国際的視野を有し、人権感覚に優れた法曹を養成することを目的としている。それを踏まえて、次のアドミッション・ポリシーを設定し、説明会等において公表している。

- ①公平性・開放性・多様性を確保する。
- ②法律学の基礎的な学識を有する者とともに、多様な知識・経験を有する者を受け入れる。
- ③社会人・他学部出身者については、活動実績及び学業成績を適確に評価することにより、専門職大学院設置基準が求める程度の人数が入学できるようにする。

このアドミッション・ポリシーに基づいて、入学者の選抜においては、本学出身者と他学出身者を一切区別することなく、公平・公正に入学者選抜を行っている。

また、法学未修者と法学既修者を別定員で募集するとともに、英語試験（TOEFL または TOEIC）の成績・自己推薦書・学業成績の提出を求め、それらを適切に評価すること、および、個別面接を実施すること等により、多様な知識・経験を有する入学者を確保することに努めている。

(2) 入学者選抜方法

法学未修者と法学既修者に分けて、次のような方法で入学者選抜を行っている。

(ア) 法学未修者

第1次選抜

①大学入試センターの法科大学院適性試験の成績、②TOEFL 又は TOEIC の成績により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績 75%、②TOEFL 又は TOEIC の成績 25%である）。

第2次選抜

小論文試験を実施し、①小論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績の審査結果、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う

第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

(イ) 法学既修者

第1次選抜

①大学入試センターの法科大学院適性試験の成績、②TOEFL 又は TOEIC の成績により第1次選抜を行う（配点比率は、①適性試験の成績 75%、②TOEFL 又は TOEIC の成績 25%である）。

第2次選抜

憲法・民事法（民法及び民事訴訟法）・刑事法（刑法及び刑事訴訟法）の3科目について法学論文試験を実施し、①法学論文試験の成績、②自己推薦書の評価、③学業成績の審査結果、及び④第1次選抜の成績を総合して、第2次選抜を行う。

第3次選抜

面接試験を実施し、①面接試験の成績、②第2次選抜までの成績を総合して、第3次選抜を行う。

(ウ) 入学者選抜評価の視点

第1次選抜

大学入試センターの適性試験の成績及び英語（TOEFL 又は TOEIC）の成績に基づく客観的な方法で選抜を実施することとしている。

法学未修者を対象とする第2次選抜

小論文試験を課すことにより問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位及び多種多様な経験等を審査し、さらに大学での学業成績を審査する。

法学既修者を対象とする第2次選抜

法学論文試験を課すことにより憲法・民事法・刑事法について法律学の専門知識を前提とする問題分析力・思考力・記述力等を審査し、自己推薦書に基づいて志願者が有する資格・学位等及び経験等を審査し、さらに大学での学業成績を審査する。

第3次選抜

個別の面接によって志願者のコミュニケーション能力を審査する。

(3) 入学者選抜の実績

入学者選抜の実績は、次表のとおりである。

法科大学院入学者選抜実施状況（平成 16 年度）

	志 願 者 数			第 1 次選抜合格者数			第 2 次選抜受験者数			第 2 次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	72	565	637	22	202	224	17	95	112	6	47	53
既修者	103	465	568	77	352	429	67	211	278	31	72	103
計	175	1,030	1,205	99	554	653	84	306	390	37	119	156

	第 3 次選抜受験者数			第 3 次選抜合格者数			第 3 次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	6	46	52	4	33	37	4	26	30
既修者	31	71	102	27	52	79	26	44	70
計	37	117	154	31	85	116	30	70	100

※第 1 次選抜は実施しなかった。

志願者・入学者内訳

	志願者数				入学者数			
	男	女	他学部	社会人	男	女	他学部	社会人
未修者	395	242	382	372	22	8	22	18
既修者	416	152	82	135	51	19	5	13
計	811	394	464	507	73	27	27	31

※他学部・社会人は内数。

法科大学院入学者選抜実施状況（平成 17 年度）

	志 願 者 数			第 1 次選抜合格者数			第 2 次選抜受験者数			第 2 次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	24	161	185				19	97	116	10	34	44
既修者	75	128	203				68	97	165	48	46	94
計	99	289	388				87	194	281	58	80	138

	第 3 次選抜受験者数			第 3 次選抜合格者数			第 3 次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	9	32	41	7	30	37	5	26	31
既修者	47	46	93	41	37	78	40	34	74
計	56	78	134	48	67	115	45	60	105

※第 1 次選抜は実施しなかった。

志願者・入学者内訳

	志願者数				入学者数			
	男	女	他学部	社会人	男	女	他学部	社会人
未修者	122	58	107	82	22	9	21	14
既修者	145	58	28	32	27	27	8	11
計	267	116	135	114	49	36	29	25

※他学部・社会人は内数。

法科大学院入学者選抜実施状況（平成 18 年度）

	志 願 者 数			第 1 次選抜合格者数			第 2 次選抜受験者数			第 2 次選抜合格者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	31	210	241	27	158	185	25	99	124	12	34	46
既修者	121	380	501	93	225	318	82	162	244	34	63	97
計	152	590	742	120	383	503	107	261	368	46	97	143

	第 3 次選抜受験者数			第 3 次選抜合格者数			第 3 次選抜入学者数		
	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計	本学出身	他学出身	計
未修者	12	34	46	6	30	36	5	27	32
既修者	34	62	96	30	46	76	30	44	74
計	46	96	142	36	76	112	35	71	106

※第 1 次選抜は実施しなかった。

志願者・入学者内訳

	志願者数				入学者数			
	男	女	他学部	社会人	男	女	他学部	社会人
未修者	153	88	124	86	17	15	16	11
既修者	362	139	69	72	55	19	7	11
計	515	227	193	158	72	34	23	22

※他学部・社会人は内数。

6．標準修了年限

3年（ただし、法科大学院が実施する法学既修者試験に合格した者については2年）

7．教育課程及び教育方法

（1）教育課程

本法科大学院の1年次は未修者のみから構成される。既修者の認定は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目について行われる入学試験によることに対応して、未修者は、1年目に上記5科目を中心に履修することとし、1年を経た段階で、これらの科目については、既修者にはほぼ匹敵する知識・能力を修得していることを目指す。また、基礎法学の科目である「比較法制度論」を置き、広い視野を与える。さらに、「裁判法」の一環として実務見学講習を行い、実務の一端に触れさせる。これらの授業は、少人数（30名程度）で行われるが、ほかに、より少人数（15名程度）の「導入ゼミ」を設け、入門的教育のほか、未修者が初めて法学を学ぶ際に直面する学習上の問題にきめ細かく対処できるようにしている。

2年次では、未修者と既修者が合流する。ここでも法律基本科目が主軸となるが、その中核をなすのが演習科目である。公法・民事法・刑事法・企業法の演習（1クラス50名）で、未修者と既修者のいずれもがより高いレベルに到達するための授業をし、問題解決能力を育成する。また、未修者及び科目未履修者について、「行政法概論」、「会社法」、「商法総則・商行為・手形小切手」を必修とし、この分野を全員が修得している状態にする。さらに、多様な選択科目群を提供する。ここでは未修者と既修者の必要取得単位数に差を設け、既修者は、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目をより多く履修するようにする。夏期には、「夏期特別研修」（エクスターンシップ。随意科目1単位）で、現実の社会における法の機能を体験する機会を与える。

3年次では、未修者・既修者の区別はなく、完全に共通の授業科目となる。ここでは、理論科目のほか、合計9単位（必修）の法律実務基礎科目が配置される（「民事法務基礎」、「刑事実務概論」、「模擬裁判」、「法曹倫理」、「民事裁判基礎」）。これにより、それまでに培われた理論的・体系的な法律知識・法的思考方法を、現実の問題を解決しうる実践的な能力へと発展させる。これらの科目は、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員により行われる。このほか、実務家教員等とその他の専任教員との協力による科目（「現代社会と刑法」、「民事判例研究」）がある。また、「人権クリニック」では、実務に接する機会が与えられる。この間、上記科目のほか、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目にもわたる多様な選択科目の履修を通じて、幅広い法的視野が得られる。さらに、ごく少人数のゼミ形式で行われる「発展ゼミⅠ・Ⅱ」では、多様な法分野の中の

特定のテーマについて、深く検討される。

3年次では、選択コースとして、「ビジネスロー・コース」が置かれる。このコースを選択した学生は、千代田区神田一ツ橋にある神田キャンパスに週1日通学し、14単位相当分の科目について、先端的なビジネス法務関連科目を履修する。このコースでは、国際企業戦略研究科の協力の下に、弁護士などの実務家教員が関与し、最新の実務に即した教育がなされる。2005年度にビジネスロー・コースを選択した学生は、3年次在籍者62名中19名である。

本法科大学院では、実定法・基礎法の研究者養成への対応も考えている。一橋大学では、長年にわたって多数の優れた法学研究者を養成してきており、この役割は今後も変わることがないと自覚している。他方、法科大学院設置後は、法学の研究を志望する者も、少なくとも実定法の分野において、さらには基礎法の分野においても、法科大学院における教育を受けることが望ましいと考える。そこで、研究者志望者を主な対象として、法科大学院で通常の履修をしつつ、研究の基礎に着手できるよう、「法学研究基礎」（2単位。任意科目）を用意した。2005年度において、この科目を履修している学生は、5名いる。

（2）教育方法

1年生（未修者）を対象とする科目は33人のクラスで開講されており、また、2年生や3年生を対象とする科目においても、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が必要とされる「演習科目」については、A及びBの2クラスに分けることにより50人以下による教育が実現している。

1年生（未修者）を対象とする科目は講義科目が多いが、未修者は、具体的な問題を解決する能力を養う前提として、先ず最低限の法的知識や素養を身につける必要があるため、これは当然である。また、講義形式ではあるが、33名のクラスであるから、一方的な講義だけではなく、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、多くの科目で講義とソクラティック・メソッド（対話方式）とが併用されている（学生便覧添付のシラバス参照）。

2年生や3年生を対象とする科目のうち、基本的で重要な科目は演習の形式で教育されるが、この場合には、教師が事前に計画を立ててシラバスを通して学生に予告されたプランにしたがって、講義に先立って教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行う。教材とされるのはケースや判決などであり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養う。なお、基本科目以外のより高度な科目においても演習形式による「発展ゼミ」や「実践ゼミ」が行われており、ここでも双方向又は多方向的な教育が実現している。

2年生や3年生を対象とする科目のうち基本科目でないものについては講義形式のものが多いが、履修者が20人前後であることが多い。この場合には、講義形式ではあっても、教師が指名して学生に解答させる等の双方向的な教育が可能であり、事実、そのことを前提

として事前に資料等を配布して予習を求めるものが多い。

なお、以上述べたように多くの科目において事前の予習やレポートの提出などが要求されているが、他方、課題が集中しないように、掲示等を通して教師相互で情報を交換して、学生の負担が適切になる配慮している。

夏期特別研修（エクスターンシップ）については、学生に対して予め説明会が行われて守秘義務等について指導され、また、事後には報告書を提出させて成績評価の資料としている。

専任及び兼任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回設けている。また、若手弁護士の学習アドバイザー3名が各人週1回来校し、学生の質問と相談に応じている。

8．成績評価及び課程の修了

（1）成績評価基準

履修科目の成績評価は、A B C D Fの5段階評価である。

A きわめて優秀

B 優秀

C 能力や知識が望ましい水準に達している

D 一応の水準には達しているが、望ましい水準に達するためにはなお努力を要する
ただし、発展ゼミⅠ及びⅡ、夏期特別研修、法が研究基礎、導入ゼミ及び模擬裁判についてはE Fの2段階評価である。

E 合格

F 不合格

成績評価にあたっては、期末試験の結果のみならず、提出課題、平常の成績、出席状況をバランスよく加味することによって、総合的多面的な評価が行われる。かつ、法科大学院教授会の申合わせとして、A評価の数は、A、B、C評価の合計の3分の1以下を目安とされている。

総取得単位に対してD評価の割合が3割を超えた者に対しては、法科大学院長が警告と助言等を行う等の措置がとられる

（2）進級認定

本法科大学院においては、第2年次進級の要件、第3年次進級の要件をそれぞれ次のように定め、これを厳正に実施している。

（ア）2年次進級要件

第2年次の進級要件は、①第1年次の科目33単位（第1年次科目のすべて）を履修し、かつ、②第1年次の学年末に実施する進級試験（「憲法」、「民法」、「民事訴訟法」、「刑法」

及び「刑事訴訟法」)に合格することである(進級試験については、再試験、追試験の受験が認められる)。第1年次に原級留置きとなった者は、第1年次のすべての科目を再度履修しなければならない。

(イ) 3年次進級要件

第3年次進級の要件は、未修者と既修者とで異なっているものの、基本的には、①必修科目のすべてを履修していること、②未修者及び学部段階で対応する科目を履修していなかった既修者については、未修者・学部未修者必修科目を履修すること、③指定された学期群から指定された単位数の選択科目を履修すること、が進級に際して求められる。

第2年次に留年した学生は、既に取得した第2年次の科目を再度履修する必要はなく、また、一定の範囲の第3年次の選択科目を履修することができる。これは、原級留置期間中に学生の学習意欲が維持されることを期待しての措置である。

(3) 修了の認定

本法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、94単位以上を修得することである。

- | | | |
|---|--------------------------|-------------------------------|
| 1 | 法科大学院規則別表第1-A欄に定める必修科目 | 70単位 |
| 2 | 同別表第1-B欄に定める未修者・未履修者必修科目 | 8単位 |
| 3 | 同別表第2-A欄及び同第2-B欄に定める選択科目 | 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各4単位又2単位 |
| | | 計16単位 |

第3年次においてビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、94単位以上を修得することである。

- | | | |
|---|---|------|
| 1 | 法科大学院規則別表第1-A欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 | 66単位 |
| 2 | 同別表第1-B欄に定める未修者・未履修者必修科目 | 8単位 |
| 3 | 同別表第2-A欄に定める選択科目 | 6単位 |
| 4 | 同別表第3-A欄に定めるコース必修科目 | 6単位 |
| 5 | 同別表第3-B欄に定めるコース選択科目 | 8単位 |

ただし、法学既修者試験の合格者は、法科大学院別表第1-A欄に定める第1年次の必修科目中、「導入ゼミ」、「裁判法」及び「比較法制度論」を除く科目30単位を第1年次において修得したものとみなされる結果、修了要件は、法科大学院に2年以上在学し、次の各号に定める単位を含め、64単位以上を修得することである。

- | | | |
|---|---------------------------|------------------------------------|
| 1 | 法科大学院規則別表第6-A欄に定める必修科目 | 38単位 |
| 2 | 同別表第2-A欄及び別表第2-B欄に定める選択科目 | 同表の定める各科目群から同表の指定に従って各6単位、4単位又は2単位 |
| | | 計26単位 |

なお、法学既修者のうち、第3年次にビジネスロー・コースの履修を許可された者の修了要件は、次の各号に定める単位を含め、64単位以上を修得することである。

- 1 法科大学院規則別表第6-A欄に定める必修科目中「発展ゼミⅠ」・「発展ゼミⅡ」を除く科目 34 単位
- 2 同別表第2-A欄に定める第2年次の選択科目 16 単位
- 3 同別表第3-A欄に定めるコース必修科目 6 単位
- 4 同別表第3-B欄に定めるコース選択科目 8 単位

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

法科大学院生授業料免除状況は、次表のとおりである。

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
申請者	15	14	30	23	38	
全額免除者	2	0	0	0	0	
半額免除者	7	11	22	21	18	

授業料：年額 804,000 円 半期 402,000 円

法科大学院生奨学金受給状況は、次表のとおりである。

日本学生支援機構奨学金

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
予約採用申請者	41	30	34
予約採用者	18	15	18
在学採用申請者	6	31	31
第一種採用者	4	16	3
第二種採用者	0	26	28
併用貸与者	0	12	1

民間奨学金

電通奨学金：1人（平成18年度）

10. 修了者の進路及び活動状況

平成17年度の修了者の状況は、以下のとおりである。

修了者数 60名（全員が既修入学者）。

そのうち、新司法試験準備者 53名、司法修習生として司法研修所入所者 6名、旧司法試験合格者で司法修習生となっていない者 1名。

（平成16年度に既修者として入学した者のうち、10名が平成16年度に司法修習生として司法研修所入所。うち7名は退学し、3名は、休学。）

修了者中、科目等履修生となった者 48名。

修了者中、平成18年度新司法試験受験者 53名。うち、合格者 44名、不合格者 9名。

平成18年度新司法試験合格者中、司法修習生となる予定の者 43名、博士課程に進学した者 1名。

平成18年度新司法試験不合格者中、科目等履修生となった者 8名、企業に就職した者 1名。